

施策体系シート(行政経営Bシート)

作成者	組織	建築住宅課	職	課長	氏名	熊田 康也
評価者	組織	建築住宅課	職	課長	氏名	三谷 浩二郎

	施策の目標	成果指標	単位	目標値 (年度)	現状値		評価
					(年度)	(年度)	
施策1	災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり	住宅など建築物の耐震化率	%	95 (H37)	76 (H25)	- (H29)	C
		要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	%	100.0 (H37)	57.0 (H28)	61.2 (H29)	B

施策の目標達成に向けて重点的に取り組むべき課題							課題に対する主な取り組み				評価		
施策	課題		成果指標	単位	目標値 (年度)	現状値		事務事業	対象	予算 (千円)	決算 (千円)	事業の有効性	今後の方向性
					(年度)	(年度)	(年度)						
施策1	課題1	木造住宅の耐震化の促進	住宅の耐震化率	%	95 (H37)	76 (H25)	- (H29)	住宅・建築物耐震化促進事業	県民	7,760	2,621	C	見直し
施策2	課題2	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修の促進	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	%	100 (H37)	57.1 (H28)	61.2 (H29)	建築物耐震改修促進事業	市町	2,300	1,365	B	継続

事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 住宅・建築物耐震化促進事業	事業開始年度 平成18年度	事業終了予定年度
	根拠法令・計画等 耐震改修促進法	

作組織	建築住宅課 住まいづくりG
成職・氏名	主任技師 北川 亮
者電話番号	076 - 225 - 1777 内線 5317

事業の目的
地震と建物に関する正しい知識の普及及び防災意識啓発をすると共に、適切な支援を行うことにより、地震災害から住民の生命と財産を守り、住民が安心して暮らし続けられるための生活基盤である住宅等の安全を確保する。
平成28年度に石川県耐震改修促進計画を改定し、平成37年度における住宅の耐震化率の目標値を95%としている。

事業の概要
木造住宅の耐震診断・耐震改修への支援
①耐震診断費助成対象事業

- ・市町が行う、昭和56年以前に建設された木造住宅に対する耐震診断費補助事業
- ・木造住宅耐震診断士が行う耐震診断であること
- ・「木造住宅の耐震診断と補強方法」((財)日本建築防災協会発行、国土交通省住宅局建築指導課監修)に則して行う耐震診断であること

補助金額
市町が負担する額の1/2 (限度額 12,500円)
※ 現地調査が必要な場合は、市町が負担する額(国費を除く)の1/2以内

②耐震改修費助成対象事業

- ・市町が行う、昭和56年以前に建設された木造住宅に対する耐震改修工事費補助事業

補助金額
(一般地域) 市町が負担する額の1/4 (限度額 50,000円)
(重点促進区域) 市町が負担する額の1/2 (限度額150,000円)
※重点促進区域: 各市町耐震改修促進計画に基づき、県の承認を得て定める区域
まちなかにおける密集住宅区域、緊急輸送道路や避難路の沿道区域等

その他、普及啓発として、出前説明やダイレクトメール送付事業(県民へのチラシ等の直接送付)の実施
H28年度には、熊本地震を教訓とした住宅の耐震化を目的に、住宅耐震セミナー(参加者81名)を開催

これまでの見直し状況
耐震診断等への支援制度

- ・H19年度より、耐震設計補助に変え、耐震改修工事に対する助成を行うこととした
- ・H24年度より、自己負担なしで行う簡易的な耐震診断への補助を拡充
- ・H27年度より、段階的に耐震改修工事をするものにも補助を拡充
- ・H27年度より、簡易耐震診断の現地調査費についても補助を拡充

施策・課題の状況						
施策	災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり				評価	C
課題	木造住宅の耐震化の促進					
	指標	住宅の耐震化率			単位	%
	目標値	現状値				
	平成37年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	95	76	-	-	-	-
平成25年:76%(国が平成25年度に実施した住宅・土地統計調査をもとに県が算定した耐震化率)						
耐震診断助成件数 H25:84件 H26:119件 H27:84件 H28:126件 H29:64件						
耐震改修費助成件数 H25:29件 H26:17件 H27:12件 H28:7件 H29:18件						
事業費						
	(単位:千円)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	予算	9,700	9,700	9,700	7,760	7,760
	決算	4,300	2,938	2,519	2,572	2,621
一般	予算	9,700	9,700	9,700	7,760	7,760
	決算	4,300	2,938	2,519	2,572	2,621
事業費累計		25,271	28,209	30,728	33,300	35,921
評価						
	項目	評価	左記の評価の理由			
事業の有効性	(費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	C	県の耐震改修促進計画では、耐震化の目標を設定し、助成制度の活用等を通じて、計画的に耐震化を進めることを明確化している。 熊本地震の発生を受け県民の住宅耐震に関する意識が向上したこと等により、平成29年度は耐震改修の実績が増加したものの、過去最多レベルであった平成25年度と比較すると、十分な実績とまでは言えない状況にある。			
	今後の方向性		見直し	平成19年度に現行の補助制度を創設し、さまざまな機会を捉え普及啓発を行ってきたが、本県の住宅は面積が広く、その分、耐震改修に係る工事費も高額となることから、十分な耐震改修の実績にはつながっていない。 こうした状況を踏まえ、県と市町が連携して、住宅所有者の自己負担を大幅に軽減する新たな助成制度を創設し、さらなる耐震改修の促進を図る。		

事務事業シート(行政経営Cシート)

事務事業名 建築物耐震改修促進事業	事業開始年度	平成28年度	事業終了予定年度	
	根拠法令 ・計画等	耐震改修促進法		

作組	織	建築住宅課 建築行政G		
成職	氏名	主任技師 大窪 建史		
者	電話番号	076 - 225 - 1778 内線 5309		

事業の目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、不特定多数の者が利用する大規模な建築物等に耐震診断及び診断結果の報告が義務付けられることとなった。
耐震診断の結果が公表されることから、現行の耐震基準を満たしていないと判断された建築物の所有者が、耐震改修を積極的に実施し、利用者に対し安心・安全を提供できるよう、耐震改修工事に対し補助を行う。

事業の概要

不特定多数の者が利用する大規模な建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の耐震改修への補助

対象建築物
要緊急安全確認大規模建築物のうち、耐震診断の結果、現行の耐震基準を満たしていないと判断された建築物を対象とする。
ただし、公益性の観点から、旅館・ホテルや商業施設などについては、災害時に自治体の要請に応じた支援を行う協定を市町と締結しているものに限る。

耐震改修費補助

- 対象事業：市町が行う、対象建築物に対する耐震改修費補助事業
- 補助率：市町が負担する額(国費を除く)の1/2 (県・市町5.75%ずつの負担割合)

補助対象事業費及び負担割合 (対象建築物全体)

補助対象事業	補助対象事業費	内訳				事業者 [55.2%]
		国 [1/3]		地方 [11.5%]		
		国交付金 [11.5%]	※国補助 [21.8%]	県 [5.75%]	市 [5.75%]	

※国から事業者への直接補助

施策・課題の状況						
施策	災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり	評価	B			
課題	要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修の促進					
	指標	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	単位	%		
	目標値	現状値				
	平成37年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	100	-	-	-	57.1	61.2
法改正による耐震診断が義務化された大規模建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された建築物に対して、国の補助制度を活用し、耐震診断に引き続き、耐震改修工事への補助を行い、建築物の耐震化を促進することにより、安心・安全なまちづくりを推進する。						
事業費						
(単位:千円)		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費	予算				50,000	2,300
	決算				0	1,365
一般財源	予算				50,000	2,300
	決算				0	1,365
事業費累計			0	0	0	1,365
評価						
項目	評価	左記の評価の理由				
事業の有効性 (費用対効果の観点も含め、この事業が課題解決に役立ったか)	B	平成29年度は、補助を受けて改修した案件が1件で、補助を受けずに解体した案件が2件と、対象となる24件のうち3件進み、目標に対して順調に推移している。 民間施設の耐震改修にあたっては、多額の費用を要することから本事業が耐震化を後押しすることは事業者にとって大きな動機付けになることから有益であると考え。				
今後の方向性 (県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方等を踏まえ、今後どのように取りくむのか)	継続	要緊急確認大規模建築物は、不特定多数の県民が利用することから、耐震化は喫緊の課題であり、県と所在する市が協力し、耐震性が低い建築物の所有者に対して、補助制度の説明を丁寧に行い、これまで以上に改修を促していく。				